

公益社団法人三田市シルバー人材センター表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の事業の振興及び運営に貢献した者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類等)

第2条 表彰の種類は、会員表彰及び特別表彰とする。

(会員表彰)

第3条 会員表彰は、次の各号に該当する者に行う。

- (1) センター事業に多大の貢献をし、センターの評価を高めると共に就業実績が良く、かつ職種班の班長等役員を1期以上歴任した者で、会員の模範となるなど、その功績が顕著な者。
- (2) 満77歳以上の会員で、在籍期間が10年以上で、就業実績が良く、会員の模範となるなど、その功績が顕著な者。

(特別表彰)

第4条 特別表彰は、次の各号に該当する者に行う。

- (1) 理事または監事を2期以上歴任し、センター事業に多大の貢献をした会員又は役員。
- (2) 仕事の発注を積極的に行い、多くの会員に就業の機会を提供し、センター事業に多大の貢献をした者。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、理事会の議決を経て決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、定時総会において理事長が賞状及び記念品を授与するものとする。ただし、必要があるときは、随時これを行うことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 表彰規程(平成6年3月25日制定)は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日施行する。

付 則

- 1 この規程は、令和5年1月1日より施行する。
- 2 公益社団法人三田市シルバー人材センター表彰規程取扱要領は廃止する。

主な改正内容

- 1 地域班廃止に伴い表彰規程取扱要領を見直す必要が生じたが、その内容を規程に取り込み、同要領を廃止する。
- 2 会員表彰と特別表彰を区分し、その対象内容を明文化する。
- 3 発注者も表彰の対象となりうることを明記する。
- 4 喜寿の表現を改め、満77歳以上とする。